里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書

　里山林活性化による多面的機能発揮対策実施要領に基づき、○○〇〇と森林所有者は、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第１条　この協定は、里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金による活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、○○〇〇と森林所有者の間で明らかにすべき内容等を定めることを目的とする。

（協定の対象となる森林）

第２条　協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在地　○○県○○町○○○○　○○－○

面　積　○○.○ha

計画図　別紙「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」に定めるとおりとする。

注：所在地について、可能な限り該当する林小班名も併記すること。

（協定期間）

第３条　活動に伴う協定期間は、協定締結の日から○年○月○日までとする。

（対象となる森林の取扱）

第４条　○○〇〇と森林所有者は、活動の趣旨を踏まえて協定を締結するものとする。

２　○○〇〇と森林所有者は、協定の対象となる森林において活動の期間中に森林経営計画を策定する場合や、活動の期間中及び活動の終了年度の翌年度から起算して５年以内に立木竹の全面伐採除去や森林の転用等を行う場合等は、交付金の返還を求められることがあることを認識し、協定の締結に当たり、対象となる森林の取扱について事前に協議するものとする。

２　協定の対象となる森林において活動計画の期間中に森林経営計画が策定された場合であっても、前項の事前協議及び第６条により定めた事項は有効とする。

（活動計画）

第５条　活動組織が行う活動は、「里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」に定めるとおりとする。

（その他）

第６条　○○○〇は森林所有者から、対象となる森林からの（素材）の生産と利用について、了解を得ること。また、必要に応じて、適宜協議するものとする。

※素材：丸太や竹そのものに限らず、特用林産物や枝条・落葉等も含む。

２　この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、○○○〇と森林所有者が協議をして定めるものとする。

　　上記協定の締結を証するため、○○〇〇と森林所有者は、本書を作成し、記名の上、それぞれ１通を保有するものとする。

○年○月○日

○○〇〇

住所　○○県○○町○○○○　○○－○

代表　○○　○○

森林所有者

住所　○○県○○町○○○○　○○－○

　○○　○○

住所　○○県○○町○○○○　○○－○

　○○　○○

住所　○○県○○町○○○○　○○－○

　○○　○○